

# 資料

---

## 第 1 次行財政改革総括

### コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営

- 財政健全化への取組 (12 項目)
- 民間委託・囑託化の推進 (10 項目)
- 公共施設の効率的運営の推進 (5 項目)
  
- 適正な執行体制・人事体制の確立 (13 項目)
- 行政を評価する仕組みづくり (4 項目)
  
- 環境と共生する行政運営 (4 項目)

このパートは、財政改善(コスト意識を持った運営)に取り組むサブパート群(「財政健全化への取組」「民間委託・囑託化の推進」「公共施設の効率的運営の推進」と行政運営の仕組みづくり(マネジメント意識を持った運営)に取り組むサブパート群(「適正な執行体制・人事体制の確立」「行政を評価する仕組みづくり」)に大別されます。

財政改善系サブパート群においては、歳入で3億2,800万円の増収効果(累積)歳出で16億3,500万円の削減効果(累積)が出ています(見込み含む)。増収額や削減額で見ると一定の成果があったと言えますが、総じてこの大綱期間内に挙げた削減効果は、人件費がその多くを占めています。

人件費を除く削減効果は、非常に限定的と言わざるを得ない状況です。特に「民間委託・囑託化の推進」「公共施設の効率的運営の推進」のサブパートでは、大綱期間内では財政効果をほとんど生み出せずに終わっています。行政サービスがマンパワー(人的資源)により展開される以上、人件費削減のみに依存することには、究極的には無理があります。歳入歳出の幅広い領域において増収・コスト削減の成果を出していかないと長期的・持続的にバランスよく財政改善を成し遂げることは難しいものとなります。

行政運営の仕組みづくり(マネジメント意識を持った運営)に取り組むサブパート群においては、行政評価制度などに代表されるように、行政活動を行政自らが評価検証し、政策決定を行うという自律的な経営体制づくりを目的としています。しかし、仕組みづくりのための改革は、取組を相互に有機的に繋げ、セットとして仕組みを変えなければ意義を欠き、また効果が見込めません。その意味では、自律的経営体制の

確立に不可欠な取組（人事考課制度、目標管理制度、財政管理指標に基づく管理、組織改正など）において見るべき成果がなかったことで、新たな仕組みづくりを達成できなかったと判断せざるを得ません。

また、個々の取組を連携させ自律的な経営体制を実現するためには、どのような経営マネジメントでいくのか、明確なコンセプト（概念）あるいはビジョン（展望）がなければなりません。しかしこれが欠けていたために改革の意義や方向性が失われがちであったと言えます。

#### 1 財政健全化への取組（12項目）

- 1 「徴収体制の強化」
- 2 「口座振替の利用促進」
- 3 「受益者が特定できるサービスの負担水準の見直し」
- 4 「中小企業従業員退職金等共済制度の抜本的見直し」
- 5 「使用料・手数料の見直し」
- 6 「一般競争入札の対象範囲の拡大」
- 7 「都市計画税の税率改正」
- 8 「納税しやすい環境の整備」
- 9 「徴収事務に精通した嘱託員の配置」
- 10 「国民健康保険料の見直し」
- 11 「保育料の見直し」
- 12 「下水道使用料の見直し」

財政健全化への取組は、大きく2つのグループに分類できます。1つは現行制度の枠内において歳入を確保する取組（徴収体制強化、口座振替促進など）であり、もう1つは制度や料金の見直しにより恒常的に歳入が不足する状況を改善しようという取組（中小企業従業員退職金等共済制度見直し、使用料等の見直し）です。

前者においては、部分的に顕著な成果が見られるものの、総じてまだ改善の余地がある状況であり、方法を工夫の上、継続的な取組が必要と思われます。

後者においては、中小企業従業員退職金等共済制度の廃止に向けた抜本改正、国民健康保険料、保育料の見直しを実施したほか、使用料・手数料において基本方針を策定し、受益者負担の原則、使用料等の金額の適正な水準の算定方法を明確化したことは大きな成果であったと言えます。ただし、都市計画税率では動きがなく、また下水道使用料の見直しにおいては、財政上の観点からは今後課題を残す結果となっています。

1次行革の財政健全化の取組としては、厳しい経済状況の中で一定程度の成果があったとは言え、市の財政状況を好転させるには程遠い状況です。自主財源の

大部分を占めるのは市税であり、税率改正や新税創設がない限り（事実上これらはほとんど可能性がありません。）歳入面の改革のみで財政健全化を達成することは難しいものと言えます。このことから歳出面において給付水準の適正化などの取組が今後不可欠なものと考えます。

## 2 適正な執行体制・人事体制の確立（13項目）

- 13「機能面から見た組織の見直し」
- 14「意思決定システムの見直しによる事務処理の迅速化」
- 15「定員適正化計画の策定」
- 16「給与体系の整備」
- 17「人材育成計画の策定」
- 18「人事考課制度の適正な運用」
- 19「目標管理制度の導入」
- 20「プロジェクトチームにおけるメンバー公募制の検討」
- 21「職員提案制度の適正な運用」
- 22「時間外勤務の削減」
- 23「投票区の見直し」
- 24「広域共同処理の検討」
- 25「下水道維持管理業務の共同化・共同管理の検討」

基本的に効率的な行政運営体制を確立することを目的としたサブパートです。定員適正化や時間外勤務の削減など直接コスト削減に結びつく項目と組織や人事など行政運営・経営の「仕組み」を改善しようという取組に分類できます。

前者においては、職員総数の削減が普通退職者の増加もあって予定より進捗するなど効率化に寄与したものと思われる。

後者においては、人材育成計画の策定など当初の目標を達成したものもありますが、組織・人事マネジメントの中核となる人事考課制度、目標管理制度、組織機構改革において進捗が見られず、意思決定の迅速化においては部分的な改正にとどまっており、権限委譲等において改革の余地を残す結果となりました。また広域共同処理については、広域化すべき具体的な事務事業などの対象を明確にしていなかったため、目的が漠然とした取組であったことに取組手法の上で反省すべき点がありました。

総括すれば、全般的に取組としては網羅的ではあるものの総花的であり、「仕組み」づくりと言いながら目指すべき明確な行政の「経営方針」又は「経営ビジョン」に欠けています。1つのビジョンの下に個々の取組が相互に有機的に繋がらなければ、意義に欠けてしまい、また効果が見込めないものと考えます。

### 3 行政を評価する仕組みづくり（4項目）

26「バランスシートの作成」

27「財政管理指標(経常収支比率・人件費比率・公債費負担比率等)に基づく管理」

28「行政評価制度の導入」

29「補助制度の見直し」

補助制度の見直しでは、補助制度の適正化に向けた方針を定め、かつ、これを基に具体的削減効果を挙げており成果となっています。また、経営判断の中核的ツール(手法)となるべき行政評価制度については、評価方法を定め試行を開始するなど取組の端緒についたところであって、今後評価結果を政策判断に生かす仕組みづくりなどの課題を踏まえて、制度を展開していく必要があります。

バランスシート(貸借対照表)その他の財政指標等は作成してはいますが、今後これらの情報を職員・市民へ向けて発信し、市の財政状況について共通認識を持てる環境を目指すことに重点を置くべきものと考えます。

総括すると行政の評価活動は、上記「適正な執行体制・人事体制の確立」と同様に、またこれらの取組と合わせて「経営ビジョン」の下で経営の仕組みの1つの柱として機能すべきものと言え、今後の取組の枠組みを考え直す必要があります。

### 4 民間委託・嘱託化の推進（9項目）

30「保育園の民間委託」

31「小学校給食の民間委託の拡充」

32「ごみ収集業務の民間委託」

33「公用車の運転業務の民間委託」

34「広報スタッフの嘱託化」

35「コンピュータの管理・運用の民間委託」

36「図書館の管理・運営業務委託化の推進」

37「公民館の管理・運営業務委託化の推進」

38「学童クラブの管理・運営業務委託化の推進」

業務委託に関する取組のうち給食調理業務委託は、毎年度1校(又は2校)ずつ委託化を進めてきており着実なコスト削減効果がありました。ごみ収集業務、公用車の運転業務については、退職者の状況に左右されることからこの間顕著な進展がありませんでしたが、現業系職員の新規採用を行わない方針は不変であるため委託化の効果が適宜表れるものと考えます。

施設等の委託化に関する取組は、保育園においては18年度に委託化を開始することとなりましたが、図書館や公民館では16年度に委託化を目指したものの、部

分的な業務委託又は囑託化の域を出ておらず、委託化の検討も進展していません。したがって、16年度までの大綱期間に限れば、施設委託化に関する取組は検討を進めているものの、コスト削減効果をほとんど出せていないのが現状です。

#### 5 環境と共生する行政運営の取組（4項目）

39「ISO14001の認証取得」

40「ごみ収集の有料化」

41「水洗化の促進」

42「一般家庭のし尿収集の有料化」

市も1事業所として15年度にISO14001を取得し、より環境に負荷を与えない体制がスタートでき、目標値を完全に達成できていない項目はあるものの大きな進展があったと考えます。また、一般家庭のし尿収集有料化とあいまって徐々にではありますが水洗化率も向上してきており、成果があったものと考えます。

しかし、ごみ収集の有料化は、ごみの減量対策としてかなり有効な手法と期待された取組ではありますが実施に至っておらず、総じてこのサブパートの目標を達成したとは言えません。

#### 6 公共施設の効率的運営の推進（5項目）

43「公共施設の適正配置」

44「学校の統廃合」

45「新庁舎建設の検討」

46「学校施設の多目的利用」

47「公民館の統一」

公共施設の適正配置については、適正配置計画を策定したことで、基本的考え方や方向性を固めることができたと言えます。長期的な取組となると思いますが、今後この方向性に沿った施設の統廃合を具体化してコスト削減を進める必要があります。具体的な効果があったものとしては、合併以来の課題であった公民館の統一化や学校施設の多目的利用（旧西原第二小学校 西原総合教育施設、学童クラブの余裕教室活用）があります。しかし、学校の統廃合については、児童・生徒数の推移を踏まえて慎重姿勢にとどまっておらず進展がありません。今後、学校施設の更新が本格化することを考えますと早急な取組が必要です。

総じて、大綱期間内に顕著な削減効果に繋がっておらず、何らかの形で継続的な取組が必要なものと考えます。

## 市民との連携による行政運営

**情報公開・情報提供の充実**（4項目）

**市民参加・市民との協働の推進**（5項目）

市民との連携には、市政への市民参加とそれを支える土台として情報の共有が必要であるとの認識から、「情報公開・情報提供の充実」、「市民参加・市民との協働の推進」の2つのサブパートでこのパートが成り立っています。この間の政策決定過程への市民参加は明らかに進展しており、協働の考え方も整理され今後実績を拡充していく基礎が確立できたと言えます。

また、これらの活動を下支えする情報共有化において、質的・量的の両面で進捗が見られます。2つのサブパートの取組が関連しつつ有効に改善が進み、市民との連携推進という目的を達成できたものと考えます。

### 1 情報公開・情報提供の充実（4項目）

48「情報開示手続の電子化」

49「広報機能の充実、ホームページの充実」

50「入札情報の積極的開示」

51「予定価格の事前公表」

情報公開制度の取組においては、情報公開手続の電子化により検索作業を容易なものにし、市民の情報アクセス性向上に寄与した効果が大きいと言えます。また社会の情報化の進展に合うようにホームページでの情報提供を強化し、市民ニーズに込えていると考えます。このことから市民連携の基盤としての情報共有に寄与したところが大きく、一定程度目的を達成しています。

入札関係改革については、取組が十分進展しておらず、包括的に契約入札制度として諸改革を連携的に行う必要があります。

### 2 市民参加・市民との協働の推進（5項目）

52「協働に関する基本方針の策定」

53「政策形成過程における市民参加方式の導入」

54「公園施設の市民管理」

55「男女平等参画推進計画の策定」

56「公共工事の監視機関の設置」

政策形成過程における市民参加の方式を市民参加条例により定め、かつ、着実に実施してきており、庁内及び市民の間で定着したと言えます。執行段階における市民参加として協働に関する基本方針・マニュアルを定めて、協働事例を増大さ

せるべく代表的な例として公園施設の市民管理を項目に取り上げており、質的・量的に拡大した実績があります。

他の項目もすべて当初の目標に達しており、このサブパートにおいては、意思決定及び執行の行政運営の両面において市民参加を前進させる大きな推進力となりました。



## 市民に便利で分かりやすいサービス提供

### 情報化の推進（5項目）

### 窓口改善・サービス向上への取組（9項目）

「情報化の推進」による窓口手続の削減で利便性向上と、「窓口改善・サービス向上への取組」による窓口サービスをはじめとする各種サービスの質的改善や利用時間の拡大などの利便性向上がこのパートのねらいです。

情報化により市民が行う様々な手続の簡素化など具体的な利便性向上の効果が表れ始めており、電子申請の稼動によりさらにこの効果を拡大できる見込みです。

窓口関係では、土曜日の窓口開設や自動交付機の増設、相談窓口相互の連携強化などによって窓口サービスの向上を図り、市民のニーズに応えられたものと考えます。またサービス向上策自体が重複化しないよう優先度の高いものだけを実現化しており、コストに見合った改善となっています。

2つのサブパートの取組により、市民の利便性の向上が見込まれることから、このパートの目的を一定程度達成したものと認めます。

#### 1 情報化の推進（5項目）

57「住民基本台帳ネットワークの構築」

58「電子入札の導入」

59「電子投票の導入」

60「電子申請等のシステム構築」

61「道路台帳の電子化」

住民基本台帳のネットワーク化及び電子申請、電子入札の導入はおおむね予定したスケジュールで進み、道路台帳電子化は多少遅れながらも実現に至りました。導入を見送ることとした電子投票を除き、当初目標を達成したものとと言えます。住民基本台帳ネットワークの第2次稼動によって、住民票を必要とする手続が減少したほか広域交付が可能となり、目に見える形で市民の利便性が向上しています。今後他の項目の電子化サービスが稼動する中で成果が拡大すると考えます。

#### 2 窓口改善・サービス向上への取組（9項目）

62「総合窓口・ワンストップサービスの導入の検討」

63「窓口サービスの向上」

64「コンビニ等の民間資源の活用（公共料金の支払・住民票の発行）」

65「郵便局との業務連携」

66「住民票等自動交付機の整備」

67「住民税申告時期の窓口の拡大」

68「保育園の時間延長」

69「文化・スポーツ振興財団の事業展開の拡充」

70「相談機能ネットワークの構築」

大綱の実施計画で実施段階に踏み込んだ取組項目のうち、窓口サービス向上(土曜窓口の開始)、住民票等自動交付機の増設、住民税申告会場の増設、保育園の保育時間延長、相談機能ネットワークの構築で利便性向上やサービスの質的な面で具体的な成果があったと考えています(住民周知をさらに図ることで効果を拡大する必要はあります)。ただし、サービスの質の向上策として、接遇改善を目指した職員サービスマニュアルの作成・研修などの取組を早期に実施しましたが、接遇改善にその取組が反映し明確な成果があったか課題が残ります。

検討項目では、総合窓口化について基本的な検討のまとめが期間内に達成できておらず、次期で総合窓口を実現するためには取組を急ぐ必要があります。また、コンビニでの住民票交付・公共料金支払や郵便局での住民票等交付については、コストと効果の検討の結果当面具体化を見送ることとしました。

総じて、窓口サービス等の時間的・量的拡充といった一定の具体的成果や進展があり、サービス向上に寄与していると判断しますが、総合窓口化などの検討の遅れているものについては、早急な対応が必要です。

## 必要性に対する貢献度

第1次の行財政改革大綱では、改革を進めなくてはならない必要性について4つ挙げていました。1次行革の取組によってこの必要性にどのように応えられたのか、又は課題が残ったのか以下のとおりまとめます。

### 1 新たな行政需要への対応

市民ニーズの多様化に応じ、柔軟な行政サービスの提供や情報化による手続の簡素化などで少しずつ対応が図られています。ただし、柔軟で多面的な行政に転換するための仕組みづくりには課題が残ります。

### 2 行政サービスの主体の多様化

協働の基本方針の策定など新たなサービスの担い手と連携する体制づくりができました。また、指定管理者制度により民間委託の幅が広がりを見せており、これを活用することで、サービスの主体を多様化することが可能な環境が整いつつあります。

### 3 地方分権時代の行政運営の対応

地方分権の趣旨である自主性・自己責任に基づく施策展開をできるよう新たな行政経営の仕組みづくりが求められていますが、この要請に十分応えられたとは言えない状況です。

### 4 財政危機の回避

財政力の余裕度を表す財政力指数が0.856(12年度単年度)から0.965(16年度単年度)へと改善が見られるものの、財政の弾力性を見る経常収支比率においては85.0(12年度)から90.0(16年度)と上昇し、財政の硬直化が進行しています。「三位一体の改革」など新たな不安要因があり、依然として厳しい状況です。

財政力指数及び経常収支比率は、平成17年8月時点での速報値

第1次行財政改革大綱実施項目

実施体系		実施項目	達成状況	今後の取扱い
コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営	財政健全化への取組	徴収体制の強化（市税）		継続
		徴収体制の強化（国民健康保険料）	×	継続
		徴収体制の強化（水道料）		継続
		徴収体制の強化（学童クラブ育成料）		継続
		徴収体制の強化（保育料）		継続
		徴収体制の強化（介護保険料）	×	継続
		口座振替の利用促進（市税）		継続
		口座振替の利用促進（国民健康保険料）		継続
		口座振替の利用促進（水道料）		継続
		口座振替の利用促進（学童クラブ育成料）		継続
		口座振替の利用促進（保育料）		継続
		口座振替の利用促進（介護保険料）		継続
		受益者が特定できるサービスの負担水準の見直し		終了
		中小企業従業員退職金等共済制度の抜本的見直し		終了
		使用料・手数料の見直し		継続
		一般競争入札の対象範囲の拡大		再構築
		都市計画税の税率改正	×	継続
		納税しやすい環境の整備		終了
		徴収事務に精通した嘱託員の配置		終了
		国民健康保険料の見直し		継続
	保育料の見直し		継続	
	下水道使用料の見直し		継続	
	適正な執行体制・人事体制の確立	機能面から見た組織の見直し		継続
		意思決定システムの見直しによる事務処理の迅速化		終了
		定員適正化計画の策定		継続
		給与体系の整備		終了
		人材育成計画の策定		終了
		人事考課制度の適正な運用		継続
		目標管理制度の導入	×	継続
		プロジェクトチームにおけるメンバー公募制の検討		終了
		職員提案制度の適正な運用		継続
		時間外勤務の削減		終了
		投票区の見直し	×	継続
		広域共同処理の検討		終了
	下水道維持管理業務の共同化・共同管理の検討		終了	
	行政を評価する仕組みづくり	バランスシートの導入		定着
		財政管理指標（経常収支比率・人件費比率・公債費負担比率等）に基づく管理		再構築
		行政評価制度の導入		継続
		補助制度の見直し		継続
	民間委託・嘱託化の推進	保育園の民間委託		継続
		小学校給食の民間委託の拡充		定着
		ごみ収集業務の民間委託の拡充		定着
		公用車の運転業務の民間委託		定着
		広報スタッフの嘱託化		終了
		コンピュータの管理・運用の民間委託		終了
		図書館の管理・運營業務委託化の推進		再構築
		公民館の管理・運營業務委託化の推進		再構築
学童クラブの管理・運營業務委託化の推進			継続	

実施体系		実施項目	達成状況	今後の取扱い	
トコ 意識 を持 った 行政 運 営	環 境 と 共 生 の 推 進	ISO14001の認証取得		継続	
		ごみ収集の有料化	×	継続	
		水洗化の促進		終了	
		一般家庭のし尿収集の有料化		終了	
	公 共 施 設 の 推 進	公共施設の適正配置		継続	
		学校の統廃合	×	再構築	
		新庁舎建設の検討		継続	
		学校施設の多目的利用		終了	
		公民館の統一		終了	
市 民 と の 連 携 に よ る 行 政 運 営	情 報 開 示 の 充 実	情報開示手続の電子化		終了	
		広報機能の充実、ホームページの充実		定着	
		入札情報の積極的開示		終了	
		予定価格の事前公表		再構築	
	市 民 と の 協 働 の 推 進	協働に関する基本方針の策定		終了	
		政策形成過程における市民参加方式の導入		終了	
		公園施設の市民管理		定着	
		男女平等参画推進計画の策定		終了	
		公共工事の監視機関の設置		終了	
市 民 に 便 利 で 分 か り や す い サ ー ビ ス 提 供	情 報 化 の 推 進	住民基本台帳ネットワークの構築		終了	
		電子入札の導入		再構築	
		電子投票の導入		終了	
		電子申請等のシステム構築		定着	
		道路台帳の電子化		終了	
	窓 口 改 善 ・ サ ー ビ ス 向 上 へ の 取 組	総合窓口・ワンストップサービスの導入の検討		継続	
		窓口サービスの向上		終了	
		コンビニ等の民間資源の活用（公共料金の支払）		終了	
		コンビニ等の民間資源の活用（住民票の発行）		終了	
		郵便局との業務連携		終了	
		住民票等自動交付機の整備		継続	
		住民税申告時期の窓口の拡大		終了	
		保育園の時間延長		終了	
		文化・スポーツ振興財団の事業展開の拡充		終了	
		相談機能ネットワークの構築		終了	

【備考】

達成状況

- ： 一定の成果を得た項目
- ： 取組中であるか取組が不十分な項目
- ×
- ： 取組がほとんど進んでいない項目
- ： 取組項目自体の見直しが必要

今後の取扱い

- 継 続：基本的に現行の取組内容・方法で第2次大綱で継続的に取り組む項目
- 再構築：現行の内容・方法を見直して第2次大綱で取り組む項目
- 定 着：長期にわたる取組などで、今後も継続するが改革の方向が定着し、第2次大綱により進行管理の必要のない項目
- 終 了：目標を達成した項目又は検討を終了した項目

## 西東京市行財政改革推進委員会条例

### (設置)

第1条 西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人
- (2) 市民 3人

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

西東京市行財政改革推進委員会 委員名簿

氏 名	職 業 ・ 所 属	備 考
よこみち きよたか 横道 清孝	政策研究大学院大学教授 地域政策プログラムディレクター	委員長
あさお ゆたか 浅尾 裕	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 労働政策研究所統括研究員	
かさま のりゆき 笠間 憲之	シチズン時計(株)東京事業所 所次長 管理本部拠点業務室 室長	
かとう うたみ 加藤 うたみ	公認会計士	
こうさか あきこ 高坂 晶子	(株)日本総合研究所 調査部 主任研究員	
にしかわ よしまさ 西川 義昌	公募市民	副委員長
いまお たいじ 今尾 泰二	公募市民	
うがじん かずお 宇賀神 一雄	公募市民	

16 西企企第 175 号  
平成 16 年 7 月 9 日

西東京市行財政改革推進委員会  
委員長 横道 清孝 様

西東京市長 保谷 高 範

西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について（諮問）

西東京市が合併により誕生してから 3 年余が経過いたしました。本市におきましては、合併を究極の行財政改革と位置付け、少子高齢化社会の到来や経済の低成長、多様化する行政需要に対応し得る効率的な行政体制を目指して、鋭意努力してまいりました。

しかしながら、この間、三位一体の改革や行政に求められる役割の変化等、本市を取り巻く情勢は大きく変化してきており、将来にわたり市民サービスの向上を図っていくためには、時代の変化に対応したさらなる行財政改革が求められているものと考えております。

本年度が現行の行財政改革大綱の最終実施年度に当たることから、これまでの取組成果を踏まえた、新たな行財政改革大綱を速やかに策定いたしたいと存じます。つきましては、西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について諮問いたしますので、よろしくご教示くださるようお願いいたします。



## 西東京市行財政改革推進本部要綱

### 第1 設置

西東京市における行財政改革を推進するため、西東京市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### 第2 所掌事項

本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

### 第3 組織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、助役、収入役及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、企画部長、総務部長、税務部長、市民生活部長、環境防災部長、保健福祉部長、児童青少年部長、都市整備部長、水道部長、学校教育部長及び生涯学習部長の職にある者をもって充てる。
- 5 前各項に定める者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を臨時本部員にすることができる。

### 第4 本部長及び副本部長

本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ指定された副本部長が、その職務を代理する。

### 第5 会議

会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

### 第6 部会

本部長は、所掌事項に係る調査研究その他作業を行うため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 前項の部会の組織、運営等については、本部長が別に定める。

### 第7 庶務

本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

### 第8 雑則

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

## 西東京市地域経営戦略プラン策定経過

行財政改革推進本部	日付	行財政改革推進委員会 / 市民参加手続
1次行革 実施状況調査	平成16年 7月9日	第1回行革委員会 委員長及び副委員長の選出 委員会の運営方法等について 諮問、今後のスケジュールについて
第3回会議 行財政改革大綱実施項目の取組状況について	8月23日	
	8月24日	第2回行革委員会 行財政改革大綱実施項目取組状況報告 西東京市の概況について
	9月29日	第3回行革委員会 西東京市の概況について
10/26-11/2 各部ヒアリング実施	10月29日	第4回行革委員会 行財政改革の方向性について
	11月19日	第5回行革委員会 行財政改革の方向性について
	12月22日	第6回行革委員会 行財政改革の方向性について
第4回会議 行財政改革実施項目の取組状況について 第2次行財政改革大綱の方向性について	平成17年 1月17日	
	1月28日	第7回行革委員会 答申素案について
	3月23日	第8回行革委員会 答申案について
	3月31日	答申の手交
第1回会議 行財政改革推進委員会答申について	4月25日	
	5月15日	答申の公表・意見の募集
第2回会議 補助金・負担金改善に関する取組結果について 行政評価制度施行結果報告書について	5月16日	
	5月27日	第1回行革委員会 行財政改革の実施項目(案)について
6/10-15 各部ヒアリング実施	1次行革 実施状況調査	第2回行革委員会 第1次行財政改革の総括について 第2次行財政改革の実施項目(案)について
第3回会議 第2次行財政改革大綱策定の取組状況について	7月4日	
第4回会議 第1次行財政改革の総括について 第2次行財政改革大綱(素案)について	7月22日	
8/9-10 各部ヒアリング実施	8月1日 ~15日	パブリックコメントの実施
	8月23日	市民説明会の開催
	8月25日	第3回行革委員会 第2次行財政改革大綱(案)について
第5回会議 第2次行財政改革大綱(案)について 事務事業の見直しについて	8月29日	
第6回会議 第2次行財政改革大綱(案)について	9月15日	

## 用語解説

### あ行

#### \* ISO14001

国際標準化機構の環境マネジメントシステムに関する規格。事業者等が生産・サービス・経営を行うに当たって、環境対応の立案・運用・点検・見直しなどの環境管理・監査システムが整備されていることが認められる場合に認証される。

#### \* IT技術

情報通信技術のこと。特にインターネットなどの高度情報通信ネットワークを活用したものをいう。

#### \* アウトソーシング

委託などにより、人材やサービスを外部から調達すること。

#### \* 一部事務組合

普通地方公共団体及び特別区が事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合をいう。西東京市は、多摩六都科学館組合、東京都市収益事業組合、東京市町村総合事務組合、柳泉園組合、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合及び昭和病院組合に加入している。

#### \* インセンティブ

生産性又は意欲の向上のための刺激（動機）となるものをいう。

#### \* インターネット公売

インターネットを活用した公売をいい、比較的 low コストで広く入札者を募ることができることが特徴とされる。

#### \* NPO

NPOとは、Non Profit Organizationの略称で、民間非営利団体と訳され、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体のことを指す。ちなみにNPO法人とは、平成10年12月から施行された特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて認証される法人で、平成16年5月現在、全国のNPO法人数は約1万。

## か行

### \* 行政財産

地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。庁舎、出張所などの公用施設の土地、建物等や学校、保育園、図書館、道路、下水道などの公共用施設の土地、建物等を指す。

### \* 行政評価制度

行政活動を対象とした評価活動を指し、政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって妥当性や成果を判定する仕組み。行政の目標を設定して成果を分析することで成果重視の行政が実現できるものとされている。

### \* 協働

公共サービスの企画や実施に関して、行政と市民、NPO、企業、大学などが対等のパートナーとして協力すること。

### \* 協働に関する基本方針（協働基本方針）・マニュアル

事業執行段階における市と市民との協働について平成 16 年 3 月に西東京市が策定した「市民活動団体との協働基本方針」。併せて実務的な実施手順書として協働マニュアルを策定している。

### \* 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための財政指標の一つ。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。一般的に 70～80%が適正水準といわれている。

### \* 減税補てん債

特別減税の実施などに伴う減収分を補うため認められる地方債をいう。

### \* 公債費

地方債を借り入れた際、定められた条件による毎年度の元金の償還及び利子の支払の経費の総額

#### \* 構造改革特区制度

規制緩和推進策の一環として、特定地域に限って法律などで定められた規制の特例措置を設ける制度。民間事業者や地方公共団体等の自由な発案により地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特区を設けて構造改革を進める。平成 15 年 4 月 1 日から特区の認定申請が始まり、平成 16 年 12 月 1 日現在 475 件の特区が認定されている。

#### \* コールセンター

住民からの電話での問い合わせなどを集中的に処理する機能又はその機能を有するセンターのこと。通常、民間に委託されて運用されており、「24 時間 365 日」の対応も可能

### さ行

#### \* 財政調整基金

年度間の財源の不均衡をならすための積立金で、地方財政法で設置が義務付けられている。財源不足時の穴埋め、災害対策、緊急に必要な公共事業等、財産取得、地方債の繰上げ償還の場合に取り崩すことができる。

#### \* 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を判断するための財政指標。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。単年度値と 3 年間平均値の 2 つがある。財政力指数が 1 以上の団体は、極めて財政力の強い団体と言え、通常、普通交付税の不交付団体となる。

#### \* 「三位一体の改革」

地方分権の一環として国と地方との財源構造を改革する動き。国からの補助金の見直し、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲という三つの改革を同時に行うという意味で「三位一体の改革」と呼ばれる。

#### \* 「自助・共助・公助」

「自己の責任により努力すること」、「地域において住民相互で助け合うこと」、「行政機関による支援」の 3 つの活動の組み合わせで、よりよい地方自治を実現しようという概念

#### \* 指定管理者制度

平成 15 年の地方自治法の改正により導入された制度で、公の施設の管理運営を公共セクターに限らず、民間事業者や N P O 法人などに委任できるというもの。民間の効率的手法を導入することにより、コスト削減とサービスの向上を図ることを目的とする。

\* 市民参加条例

平成 14 年 10 月 1 日に施行された、市の政策形成段階に市民の意向を反映させ、まちづくりを行っていくための西東京市の条例。市における市民参加の基本的な考え方と市の政策立案過程における具体的な参加手続を定めている。

\* 事務報告書

毎年度終了後、当該年度に実施した事務事業の状況をまとめた市の報告書のこと。決算審査の資料としても活用される。

\* 住民票等自動交付機

住民票の写し、印鑑証明書を自動的に交付する機器。平成 17 年 3 月現在、市内に 5 台設置されており、休日や平日の窓口時間外の利用も可能

\* 職種換（しょくしゅがえ）

市の職員の職種の変更のこと。西東京市では、業務の変遷や民間委託の進展に伴って業務と職種との将来的な不適合も予測されることから、職種の変更を行う場合のルールを整備することが課題となっている。

\* シーリング

次年度の予算編成過程において各課から出される概算要求（次年度予算で使いたい歳出額の見積もり）が安易に過大な要求とならないよう、事前に設けられる概算要求の上限のこと。

\* スクラップ・アンド・ビルド

組織又は事業の新設（ビルド）に当たっては、同等の組織又は事業の廃止（スクラップ）を条件とし、純増を認めないという等価交換による管理手法

\* 政策法務

的確な法務知識の基礎の上に地方公共団体の政策を進めていくために、法務事務を戦略的又は創造的に捉えた新たな取組のこと。

## た行

### \* 団塊の世代

昭和 22 年から 24 年頃の第 1 次ベビーブームに生まれた世代。他の世代に比べて人数が多く、戦後の消費文化を担ってきた。平成 19 年（2007 年）頃からのこの世代の定年退職が始まることから、「2007 年問題」としてその社会的影響が議論されつつある。

### \* 地域再生計画の認定制度

地域自らの知恵と工夫により地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現するため、地方公共団体が地域の再生を図るための地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、地域再生プログラムに位置づけられた計画限定の国の支援措置が受けられる制度。平成 16 年 12 月 1 日現在で 250 件が認定されている。

### \* 地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、交付される交付金のこと。

### \* 地方分権

国と地方公共団体の関係を主従関係から対等・協力の関係に変える動き。平成 12 年 4 月 1 日に施行された地方分権一括法が契機となった。

### \* 地方分権一括法

平成 12 年 4 月 1 日に施行された法律で、国と地方公共団体との関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務の廃止と事務区分の再構成、国の関与等の見直し、事務権限の委譲などを内容としている。

### \* 中小企業従業員退職金等共済制度

田無市中小企業従業員退職金等共済条例に基づき、旧田無市の区域に事業所又は事務所を有する中小企業者を対象とし、加入事業者が定められた掛金を納付することで、その従業員の退職金等の給付を行う制度

### \* 長期継続契約

地方公共団体が債務負担行為として予算で定めることなく、翌年度以降にわたり電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信の役務の提供を受け、又は不動産を借りるために締結する契約をいう。平成 16 年の地方自治法改正で、条例に定めるところによりその対象範囲を拡大することが可能となった。

\* 定率減税

現行の定率減税は、所得税と住民税について、本来の税額に対し一定比率で減税する制度。景気浮上をねらいとして平成 11 年度から実施されている。

\* データベース

特定の情報を検索することができるように体系的に構成した情報の集合体をいい、コンピュータを用いて検索することができるものを指すことが多い。

\* 出前講座

市が行っている仕事の中で、市民が「聞きたい」「知りたい」内容をメニューの中から選び、申込みを受けた担当職員等が講師となって地域や学校に出向き、業務の取組や事業・施策などの話や説明をするもの。

\* 電子会議室

インターネットのホームページ上に設置した電子掲示板などを使って意見交換や情報交換をする仕組みのこと。住民の意見や要望の聴取や、住民参加を促進することを目的として、電子会議室を活用する地方公共団体が増えつつある。

\* 電子入札

インターネットを通じ公共事業などの入札を行うこと。案件の公告から業者の入札、開札までの一連の手続がすべてインターネット上で行われる。

\* 都市計画税

都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てる目的で、市街化区域内に所在する土地・家屋について、その所有者に課される市税

\* 土曜日の窓口開設

西東京市では、住民票の写しや印鑑証明書の交付、転入・転出届の受理など市民ニーズが高い行政サービスについて、通常は閉庁日である土曜日に窓口業務を行っている。

**な行**

\* 任期付採用

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一定期間を限って一般職の地方公務員を採用すること又はその制度。専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を短期間任用することなどを目的とする。



## は行

### \*パブリックコメント

行政機関などの意思決定過程において、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見や要望を考慮して意思決定を行う制度

### \*PDCAサイクル

P(Plan)、D(Do)、C(Check)、A(Action)で表される活動の検証サイクルモデル。企画し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を、再び企画段階に活かしていくというねらいがある。

### \*扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法等に基づき被扶養者に対して支給する費用や地方公共団体が単独で行っている各種扶助の費用

### \*普通会計

決算統計において、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるように、指定された公営事業会計以外の会計を総合して1つの会計にまとめたものを指す。現在西東京市の普通会計は、一般会計、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計及び保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計からなる。

### \*普通交付税

地方財源保障制度の中心的制度。地方公共団体が均しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理することができるように、そのために必要な経費(基準財政需要額)と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額(基準財政収入額)を算定し、収入が経費に対し不足する場合にその差額を国が交付する税のこと。所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合がその財源となっている。

### \*普通財産

行政財産(地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産)以外のすべての公有財産をいう。

### \*フロアマネージャー

受付窓口の周辺を巡回しながら、窓口案内や申請手続等の補助など利用者がスムーズに用件を済ますことができるように配置された職員のこと。

## ま行

### \* マルチペイメントネットワーク

金融機関と収納機関をネットワークで結ぶことによって、利用者のパソコン、携帯電話、ATMなどの様々な経路を利用して公共料金や税金の支払を24時間どこからでも行うことを可能とする仕組み又はそのネットワークのこと。

### \* 目標管理制度

上司と部下との話し合いにより目標を設定し、期末に実績と目標を比較して評価する手法。組織の戦略・方針を分割し、個々の職員に明確な目標を持たせるとともに実行させ、個人の業績の評価、能力開発の促進を図ると同時に、組織目標を達成し職場の活性化を図ろうとする制度

## や行

### \* 予定価格

地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ作成する価格をいう。収入の原因となる契約については、予定価格を下回る額で契約を締結することができず、支出の原因となる契約については、予定価格を上回る額で契約を締結することができない。

## ら行

### \* 臨時財政対策債

地方の財源不足を補てんするために特例として認められる地方債をいう。

## わ行

### \* ワンストップサービス

利用者の利便性を考慮し、複数の用件を1ヶ所の窓口で受け付けられる窓口サービスのこと。